

レジオネラ属菌自主検査指導要領

(目的)

第1 公衆浴場業、旅館業の許可を受けて営業している施設の管理者（以下「管理者」という。）に、レジオネラ属菌（以下「属菌」という。）の自主検査を行わせるなど、公衆浴場及び旅館業におけるレジオネラ症発生の防止、衛生水準の維持及び確保を図るため、次のとおり指導要領を定める。

(自主検査方法等)

第2 検査回数、検体の採水箇所、採水方法及び時間帯は次によることとする。

(1) 検査回数

ア 原水、原湯、上がり用水、上がり用湯、循環ろ過設備を使用していない浴槽水及び毎日完全換水型循環浴槽水は1年に1回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合、1年に2回以上。）。

イ 連日使用型循環浴槽水は、1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合、1年に4回以上。）。

(2) 検体の採水箇所

ア (1)のアに示した原水、原湯、上がり用水、上がり用湯は、施設の状況に応じて、属菌の汚染が適切に判断できる箇所とする（受水槽等を経由せず、水道事業から供給される水を直接給水栓から給水する場合は、原水及び上がり用水を省略できる。）。

イ (1)のアに示した浴槽水は、個別の浴槽全てが望ましい。ただし、ホテル等各室に個別浴槽が多数ある場合は、利用頻度が高く、配管系が最も末端の浴槽を採水箇所とする。

ウ (1)のイに示した浴槽水は、男女別の内風呂及び露天風呂ごととする。

エ その他保健所が設備構造面から必要として指示した箇所。

※受水槽、貯湯槽及びそれらの管理状況に留意すること。

(3) 検体の採水方法

滅菌したガラス製またはポリエチレン製などの容器に採水させること。なお、塩素が添加されている湯水には、検水中から遊離残留塩素が検出されないようにチオ硫酸ナトリウムを加えて中和させること。

(4) 採水の時間帯

ア 清掃・消毒の直後は避け、営業時間内の混雑する時間帯が望ましい。

イ 連日循環浴槽水については、清掃・消毒後の翌営業日の混雑する時間帯が望ましい。

(結果の報告)

第3 自主検査により属菌が検出された場合は、直ちに管轄する保健所へ報告させること。

(保健所の対応)

第4 保健所は、施設の管理者から、清掃・消毒等の措置及び再検査により安全の確保が図られた旨の報告を受けるまでは、次の措置を講ずるよう指示することとする。

なお、必要に応じ立入検査を実施することとする。

(1) 施設の形態に関わらず、完全換水、清掃・消毒、ろ過器の逆洗消毒等を毎日行うこと。

(2) 遊離残留塩素濃度の測定を頻繁に行い、常時0.4mg/Lを維持すること。

(3) 毎日完全換水であっても、気泡発生装置等は使用を停止すること。

(再検査等)

第5 再検査は、速やかに実施するように指導し、必要に応じて行政検査を行うこととする。

なお、再検査の結果、再度属菌が検出された場合は、第4の措置継続を指示すること。

(「再検査」は、年間に行うべき自主検査の回数には含まない。)

(その他)

第6 検査機関が発行する検査済証を利用者に周知できる場所に掲示させること。

附 則

この指導要領は、平成15年3月3日から施行する。

附 則

この指導要領は、令和2年1月14日から施行する。